

東北医科薬科大学と南通大学との 大学院学生交流に関する協定

東北医科薬科大学と南通大学は、『東北医科薬科大学と南通大学との学術交流および教育協力に関する国際協定』第1条に基づき、両大学の学生の国際理解の促進と教育機会の向上のために、ここに大学院学生の交流に関する協定を締結する。

1. 両大学が交換する学生数は、東北医科薬科大学と南通大学の相互の同意に基づき、毎年決定される。交換学生は、受入大学において、1学期間または1学年間勉学することができる。交流活動は選択科目の履修あるいは共同研究との形式で行われる。
2. それぞれの大学は、相手大学との緊密な連携のもとに、教育計画に関して独自に立案する責任を負うものとする。原則として、それぞれの大学の学生は、受け入れ大学において、基礎科目の履修を必要とする場合には履修のうえ、どの科目をも履修することができる。
3. それぞれの大学は、独自の選考方法により交換留学生の選考を行う。ただし、推薦された学生の受け入れの決定は、受け入れ大学が行うものとする。
4. 交換留学生は、受け入れ大学の一般学生と同等の権利を与えられるとともに、同じ諸規則、規定に従わなければならない。ただし、学外諸機関による優遇措置は除く。
5. 交換留学生の出願書類は、学生が受講する学年度が始まる少なくとも6ヶ月前に相手大学に提出しなければならない。
6. 受け入れ大学は、交換留学生から学納金（授業料、施設設備費、実験実習費）を徴収しない。学納金以外は、すべて個人負担とする。
7. 交換留学生は、留学先の国で有効な健康保険に加入しなければならない。
8. それぞれの大学は、交換留学生が修得した科目の成績と単位の記録を相手大学に送付する。両大学とも、これらの単位を卒業に必要な単位として認めることができる。
9. 交換留学生は、自分の所属する大学において学位取得のために学業を継続するものとし、受け入れ大学で学位を請求する資格はないものとする。
10. その他
 - (1) すべての交換留学生は、留学期間中有効な旅券と入国査証とを保有しなければならない。
 - (2) 両大学は、それぞれの大学要覧、その他履修および登録に関する必要な情報を定期的に交換する。
11. 本協定は、両大学の代表者が署名した日から発効する。ただし、本協定は、両大学の合意により、またはいずれか一方の大学がなした6ヶ月前の書面による通知により破棄することができる。その他に関しても両大学間の協議によって決定できる。



TOHOKU MEDICAL AND
PHARMACEUTICAL
UNIVERSITY

日付： 2017.6.27

高柳 元明

東北医科薬科大学
学長
高柳 元明



NANTONG UNIVERSITY

日付： 2017.6.19

程純

南通大学
学長
程 純